



# 環境アセスメントに係るお知らせ

KAWASAKI CITY

平成25年 9月 9日

川崎市環境影響評価に関する条例（平成11年川崎市条例第48号）第19条に基づき（仮称）川崎製作所車両二次検査・整備工場更新に係る条例環境影響評価準備書及び要約書の写しの縦覧を次のとおり行います。

指定開発行為の基本的事項	指定開発行為者	川崎市幸区鹿島田一丁目1番2号 三菱ふそうトラック・バス株式会社 代表取締役社長 アルバート・キルヒマン
	指定開発行為の名称	（仮称）川崎製作所車両二次検査・整備工場更新
	指定開発行為の種類	工場又は事業所の新設（第3種行為）
	指定開発行為を実施する区域	川崎市中原区大倉町10番地
	指定開発行為の目的	工場の更新
	指定開発行為の内容	区域面積：約8,000㎡（工業地域） 建築面積：約5,800㎡
	指定開発行為の施行期間	着手予定：平成26年 4月 完了予定：平成26年12月
縦覧のお知らせ	縦覧期間及び時間	期 間：平成25年 9月 9日（月）から 平成25年10月23日（水）まで 土曜日、日曜日及び祝日は除きます。ただし、幸区役所では第2・第4土曜日の午前中も縦覧を行います。 時 間：午前8時30分から午後5時まで 上記期間中、本市ホームページにて当該条例準備書及び要約書の内容を御覧になれます。 <a href="http://www.city.kawasaki.jp/kurashi/category/29-2-1-2-0-0-0-0-0-0-0.html">http://www.city.kawasaki.jp/kurashi/category/29-2-1-2-0-0-0-0-0-0-0.html</a>
	縦 覧 場 所	幸区役所、幸区役所日吉出張所、中原区役所及び本庁（環境局環境評価室）
	意見書の提出	・縦覧中の条例準備書について、環境の保全の見地から御意見のある方は、以下の期限までに意見書を提出することができます。 ・提出された意見書は個人情報伏せてその写しを指定開発行為者に送付します。 【意見書の提出】 提出期限：平成25年10月23日（水） （郵送の場合は、平成25年10月23日消印有効） 提出先：川崎市環境局環境評価室 意見書の用紙は、それぞれの縦覧場所に用意してあります。 なお、提出年月日、郵便番号、住所、氏名、電話番号、指定開発行為の名称、図書の名称及び意見が記入されていれば、意見書の用紙は問いません。
	問 合 せ 先	川崎市環境局環境評価室 〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地 電話番号：044-200-2156